

茶華道センターご利用団体の方へのお願い

令和2年10月1日版

茶華道センターのご利用にあたっては、体調に変調がある場合の利用見合わせ、来館前の検温、マスク着用などの感染予防のほか、下記の事項にご留意ください。

(1) 手指等の消毒

- ・入場時は、手指消毒液でのアルコール消毒や石鹸での手洗いの徹底をお願いします。
- ・手を触れる場所を中心に適宜消毒剤で消毒してください。（消毒剤有り）
- ・パンフレット等は手渡しせず据え置き方式としてください。

(2) 換気の促進

- ・茶室、和室の入り口は常時開放してください。
- ・和室のスロープ側扉及び和室と茶室の仕切り扉は常時開放してください。
- ・扇風機を活用して換気を促進してください。（全9台有り）
- ・隣室が空いている場合は、仕切りのふすまを開けて広い空間としてご利用ください。
- ・定期的に外気を取り入れ、十分な換気対策を講じてください。

(3) 密集、密接の防止

- ・部屋ごとに利用人数の制限を行います。（表2）
- ・室内における会話制限を行います。
- ・受付窓口に行列ができる場合は、1mを目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫してください。
- ・発表会・茶会等、一時に不特定多数の人を集めるイベントは当面見合わせてください。

表2 茶華道センター各室の利用人数の上限

室名	第1茶室 4.5+4.5畳+水屋	第2茶室 8畳+水屋	第3茶室 10畳+水屋	第1和室 24畳+舞台	第2和室 20畳	第3和室 20畳
人数上限	6	5	7	17	14	14

(4) 利用制限

下記の用途は、例に示すような感染防止対策を講じることを利用の条件といたします。

茶道	茶器の共有をせず、使用した道具は洗浄する。 または所作のみの稽古にする。
民謡、謡曲など発声を伴うもの	前後・左右2mの距離を確保し、対面は避ける。 連続した練習時間は30分以内とする。
体操、ヨガ、着付けなど	参加者間の接触を伴う活動は行わない。 接近している時は発声しない。
囲碁、将棋、チェス、オセロ など道具を共用して行うもの	活動前の手洗い、手指消毒を徹底し、対面する 時間を極力短くして、会話は控える。

(5) 清掃

- ・利用者が、利用終了時に湿式モップで拭き掃除を行ってください。替えシートはポリ袋に密閉して捨ててください。（シート及びポリ袋はご用意いたします）

(6) 施設内で体調を崩し感染が疑われる方が発生した場合

事務室に至急ご連絡ください。（内線8020）

(7) 利用日ごとに施設利用者名簿を作成のうえ、提出にご協力ください。

ご提出いただいた名簿は、船橋市個人情報保護条例及び（公財）船橋市文化・スポーツ公社における個人情報の取り扱いに従い管理をするとともに、1か月保存のうえ廃棄いたします。

また、必要に応じて、保健所等行政機関に提出いたします。